

<概要版>

長野市一般廃棄物処理基本計画

期間 令和4年度～令和8年度

(2022年度～2026年度)

ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

ごみの減量に取り組み、資源が循環するやさしいまち
～減らそうね食品ロス、”もったいない”が未来をつくる～

生活排水処理基本計画

「人と自然が共生する」良好で快適な水環境の保全を目指して

長野市

I 法的根拠、計画の構成

(1) 法的根拠

市町村は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画を定めることとされています。

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第1条の3に基づく一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について計画を定めるものです。

また、本計画は、令和元年10月1日に施行した食品ロスの削減の推進に関する法律第11条に基づく「食品ロスの削減の推進に関する基本的な方針」を踏まえ、同法第13条に基づく食品ロス削減推進計画も位置付けています。

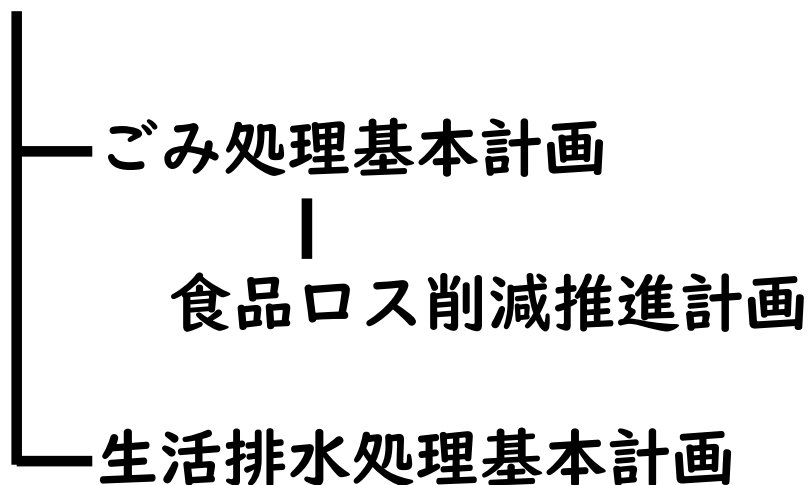
(2) 計画の構成

一般廃棄物処理基本計画

ごみ処理基本計画

食品ロス削減推進計画

生活排水処理基本計画



2 ごみ処理基本計画、食品ロス削減推進計画

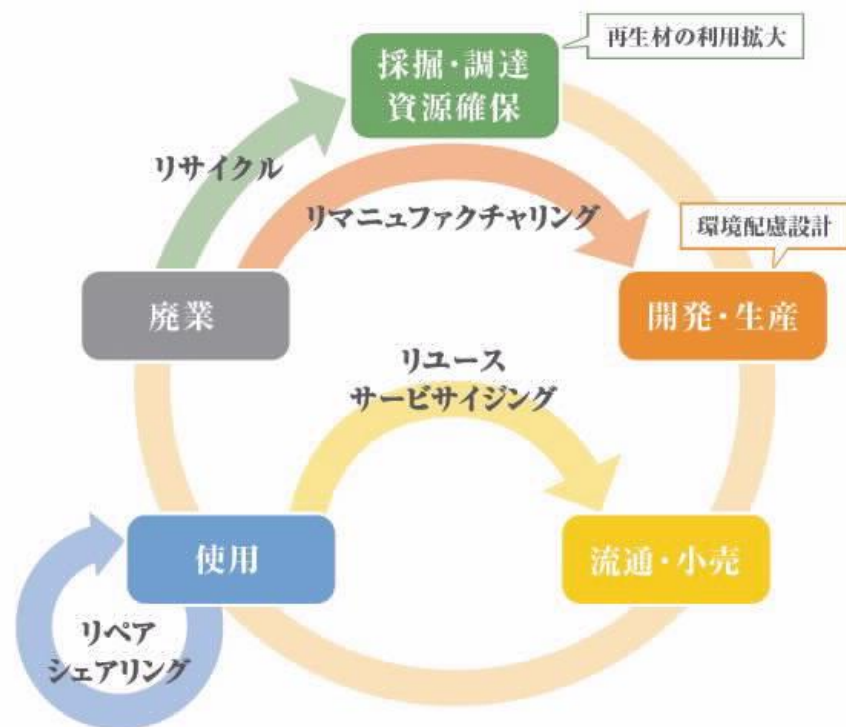
(1) 基本理念及び役割分担

- 基本理念** **ごみの減量に取り組み、資源が循環するやさしいまち
～減らそうね食品ロス、”もったいない”が未来をつくる～**

本計画は、本市が長期的・総合的視点に立って、計画的なごみ処理の推進を図るための基本的な方針となるものであり、ごみの排出抑制及びごみの発生から最終処分に至るまでの、ごみの適正な処理を進めるために必要な基本的事項を定めるものです。

「必要なモノ・サービスを必要な人に、必要な時に、必要なだけ提供する」ことで、ライフサイクル全体で徹底的な資源循環を行うために、市民、事業者、行政が適切な役割分担の下でそれぞれが積極的な取り組みを図ることが重要です。

ライフサイクル全体での徹底的な資源循環



環境省第四次循環型社会形成推進
基本計画パンフレットより

・役割分担

①市民の役割



・あるを尽くして 食品ロスの削減

食品の購入に当たっては、賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等により食品ロスの削減に資する購買活動に努める

・プラスチックと賢く付き合う プラスチック廃棄物の削減

プラスチック廃棄物の削減に向けて、賢く付き合う

・集団回収への積極的な参加

リユースびんは集団回収へ出し、「生きびん」として循環させることにより、環境負荷の低減を図る

・容器包装廃棄物の排出抑制

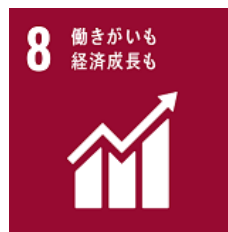
商品の購入に当たっては、買い物袋を持参し、また簡易包装化されている商品、詰め替え可能な商品及び繰り返し使用可能な容器（リユース）を使っている商品を選択

・更なる分別の徹底

・処理が困難な廃棄物への理解

排出方法の理解、適正な排出

・ごみ集積所の適正な管理



②事業者の役割

排出事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理するものとし、事業ごみの発生から処分までの最終的な責任は排出事業者において負うことを認識する

また、一般廃棄物処理業者は、排出事業者の処理を補完し、委託された廃棄物を適正に処理する義務があることを認識する

・分別の徹底

産業廃棄物と一般廃棄物に徹底的に分別

・ライフサイクル全体で徹底的な資源循環

製造から流通、販売に至るサプライチェーン全体でごみを抑制

・食品ロスの発生抑制

商慣行の見直し、食品がごみとならないよう販売方法を工夫

・流通容器包装廃棄物の排出抑制

コストを正確に認識し、効率的な容器包装を使用するよう努める

・環境物品等の使用促進、使い捨て品の使用抑制

従業員ひとり一人がものを無駄に消費しない生活スタイルを心がけ、環境への負荷の少ないグリーン製品・サービスを選択する

また、これらの取り組みを適切に消費者へ発信し、理解の促進に努める



③市の役割

- **食品ロス発生の実態把握・削減への取り組み**
食品ロス削減のための方策を検討
- **プラスチック廃棄物削減への取り組み**
新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式の変化にも対応したプラスチック廃棄物を削減する方策等を検討
- **家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討**
燃やさざるを得ないプラスチックについて、バイオマスプラスチックの導入を検討
- **家庭ごみ処理手数料有料制度の検証**
家庭ごみ減量のための新たな施策への財源の検討

(2) 数値目標

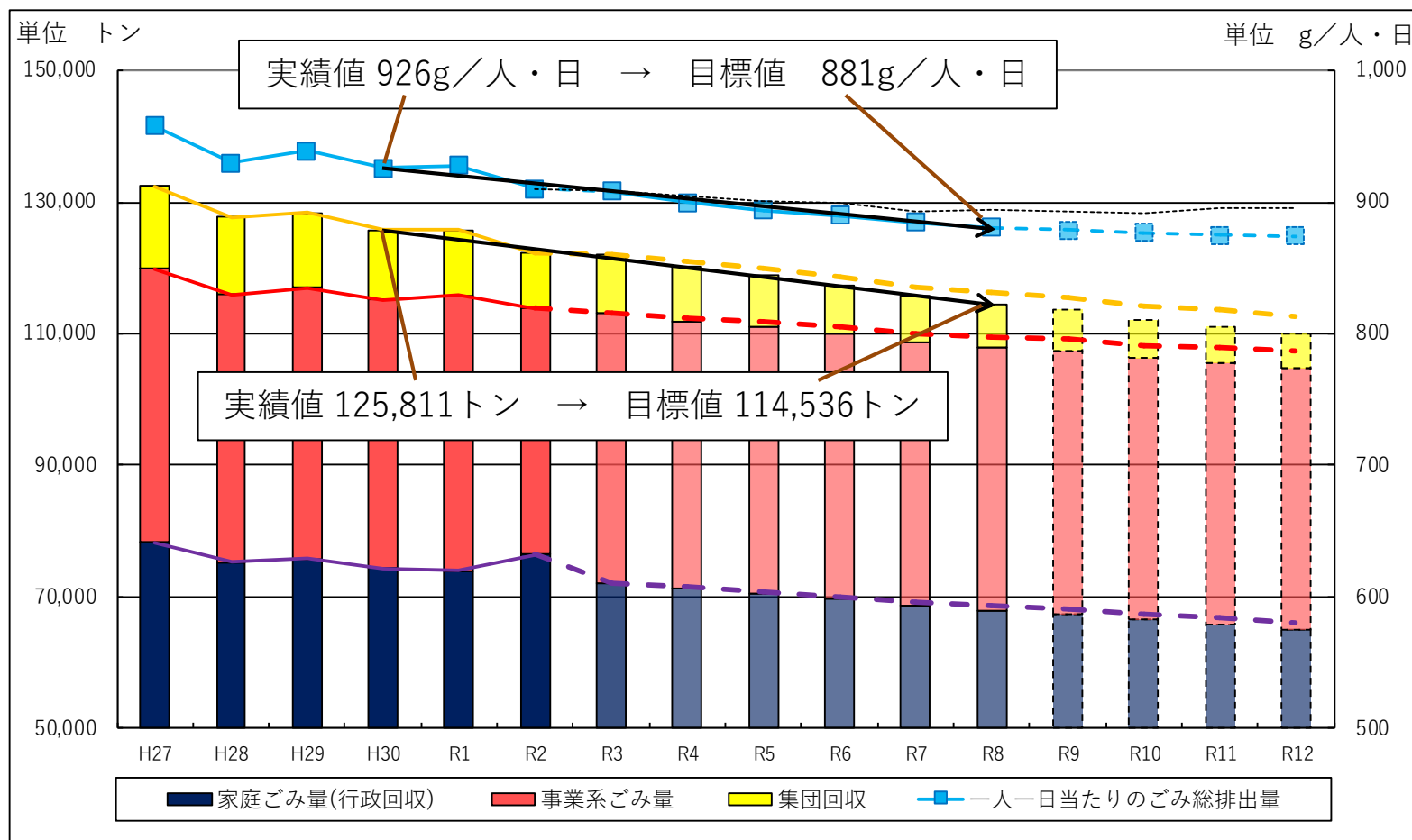
| 指標名【単位】 | 説明 | H30基準値 | R8目標値 |
|-----------------------------|-------------------------------|---------|---------|
| ①ごみ総排出量【トン】 | 家庭ごみ、事業系ごみ及び集団回収量の計 | 125,811 | 114,536 |
| ①一人一日当たりのごみ総排出量【g/人・日】 | 市民一人一日当たりのごみ総排出量(事業ごみ、集団回収含む) | 926 | 881 |
| ②事業系ごみ排出量 [※] 【トン】 | 可燃ごみ、不燃ごみ及び資源物の総量 | 40,898 | 40,004 |
| ③事業系可燃ごみ排出量【トン】 | 事業系ごみ排出量のうち、可燃ごみ排出量 | 39,115 | 38,445 |
| ④1人1日当たりの家庭系ごみ排出量【g/人・日】 | 家庭ごみのうち、市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみ排出量 | 420 | 406 |
| ⑤最終処分量【トン】 | 中間処理後埋立量 | 6,143 | 3,289 |
| ⑥家庭系食品ロス量【g/人・日】 | 家庭ごみのうち、可燃ごみに含まれる食品ロス量 | 37.0 | 27.0 |

* 第五次長野市総合計画後期基本計画では、「事業所からのごみ排出量」と表記

①ごみ総排出量

ごみ総排出量及び一人一日あたりのごみ総排出量については、②及び④を踏まえて算出した量を目標値とします。

ごみ総排出量は平成30年度比で11,275トン削減した114,536トン、一人一日あたりのごみ総排出量は平成30年度比で45グラム削減した881グラム／人・日を目指します。



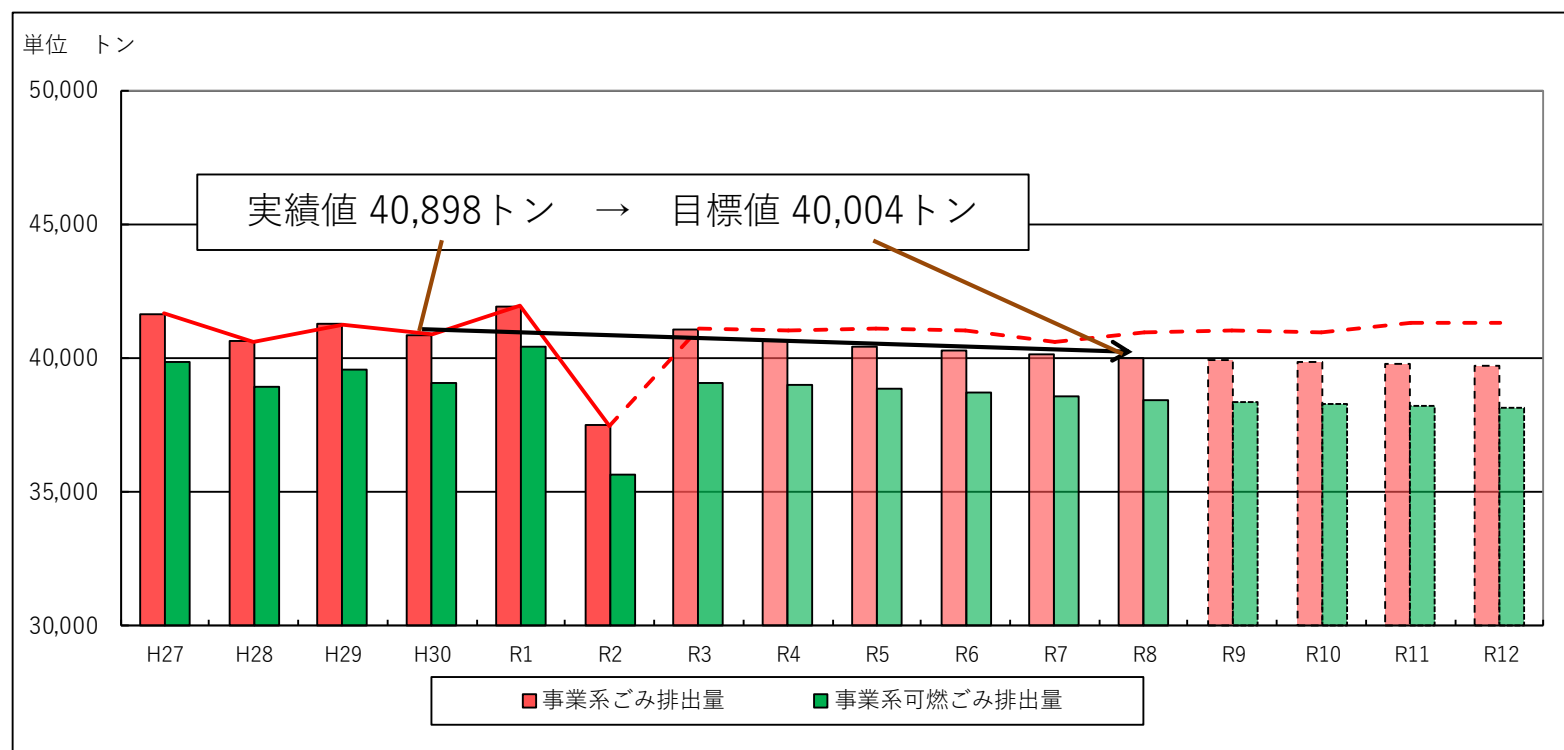
②事業系ごみ排出量

事業系ごみ排出量は、平成30年度比で894トン削減した40,004トンを目指すものとします。

可燃ごみについては、③を踏まえ平成30年度比で670トン削減するものとします。

不燃ごみについては、729トンの増加を見込んでいますが、減量の取組みを進め、現状値を維持するものとします。

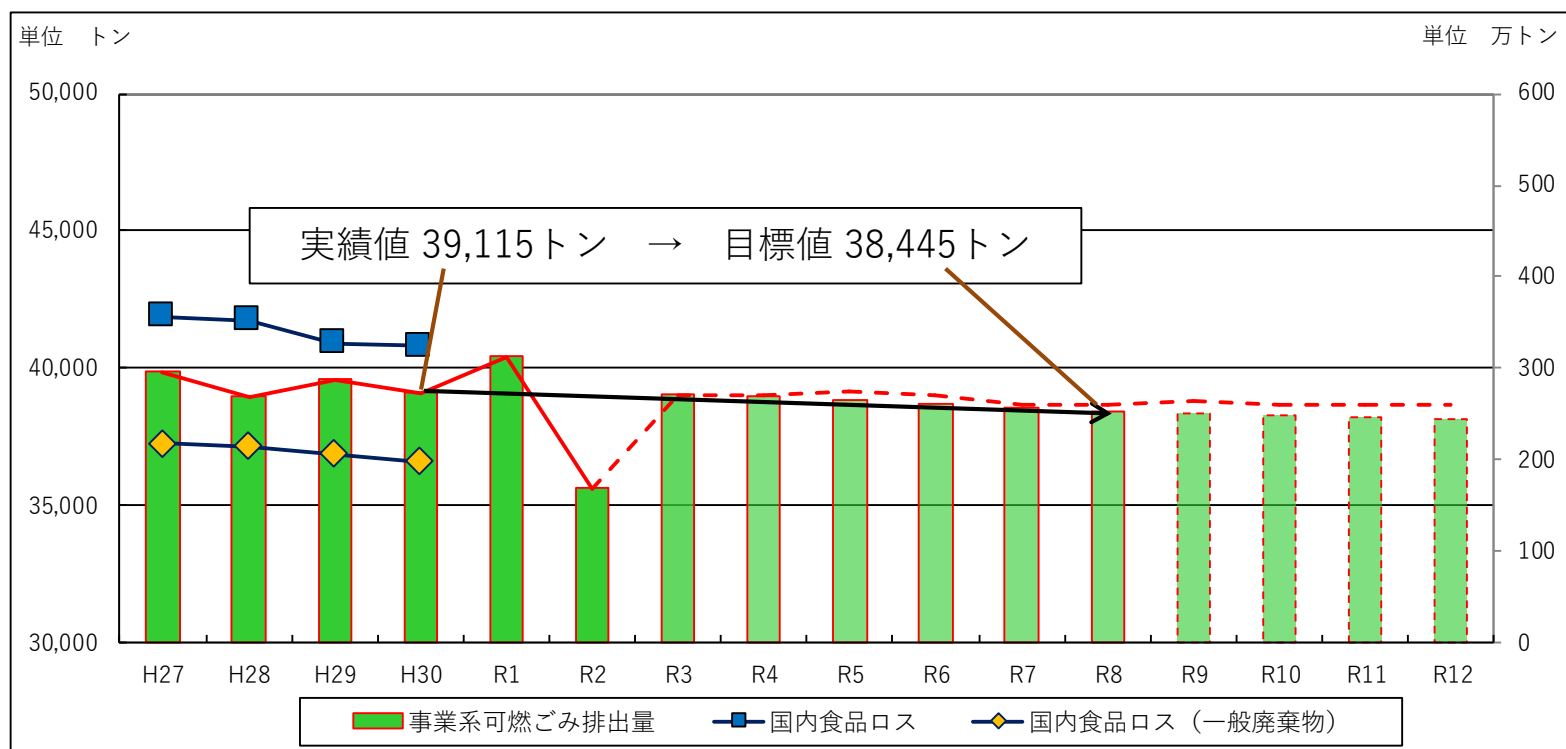
資源物については、224トンの減少を見込んでおり、これを達成するものとします。



③事業系可燃ごみ排出量

事業系ごみのうち可燃ごみについては、**従業員一人一日当たり**毎年2グラム削減し、5年間で**10グラム削減**するものとします。これにより、事業系可燃ごみ排出量は、平成30年度比で670トン削減した38,445トンを目指すものとします。

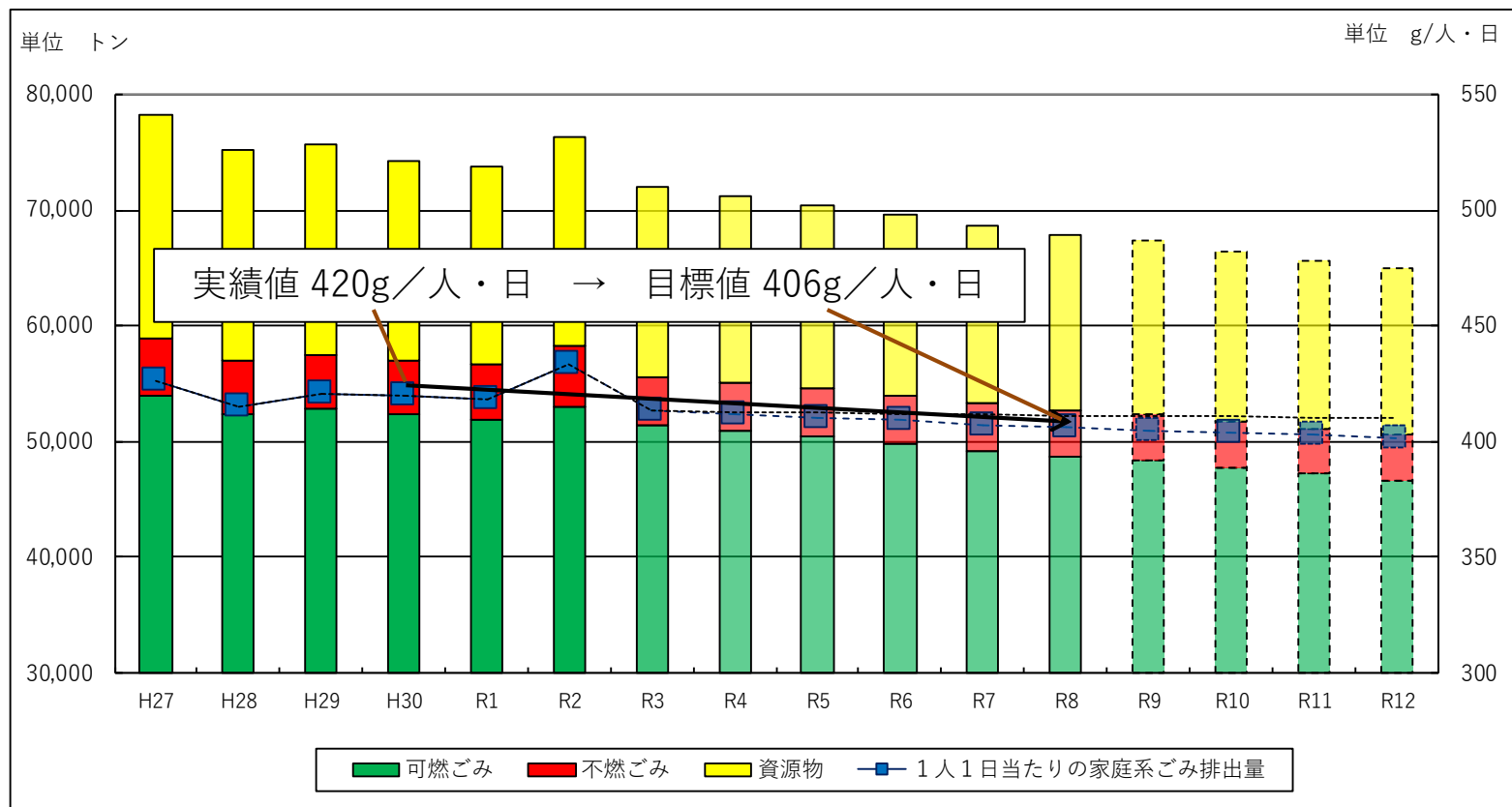
なお、本市の事業系可燃ごみ排出量と国内食品ロス総量や一般廃棄物の量との相関関係を調査しましたが、強い関係が認められませんでしたので、本市の事業系食品ロスは、事業系可燃ごみ全体の削減を図ることにより、事業系食品ロスの削減を図るものとします。



④ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量

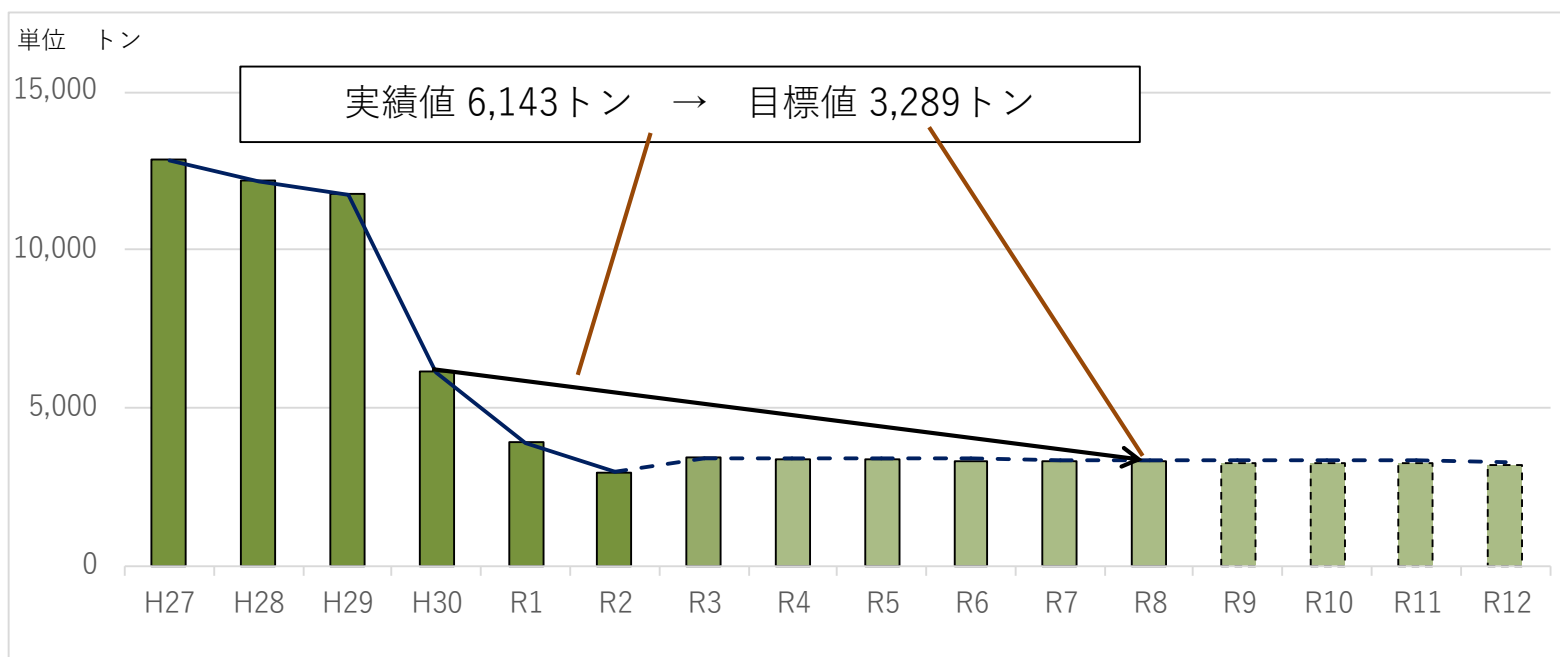
家庭ごみのうち市民一人一日当たりの可燃・不燃ごみ排出量については、平成30年度比で14グラム削減した406グラム／人・日を目指すものとします。

可燃ごみについては、⑥を踏まえ10グラム削減するものとします。不燃ごみについては、4グラムの減少を見込んでおり、これを達成するものとします。



⑤最終処分量

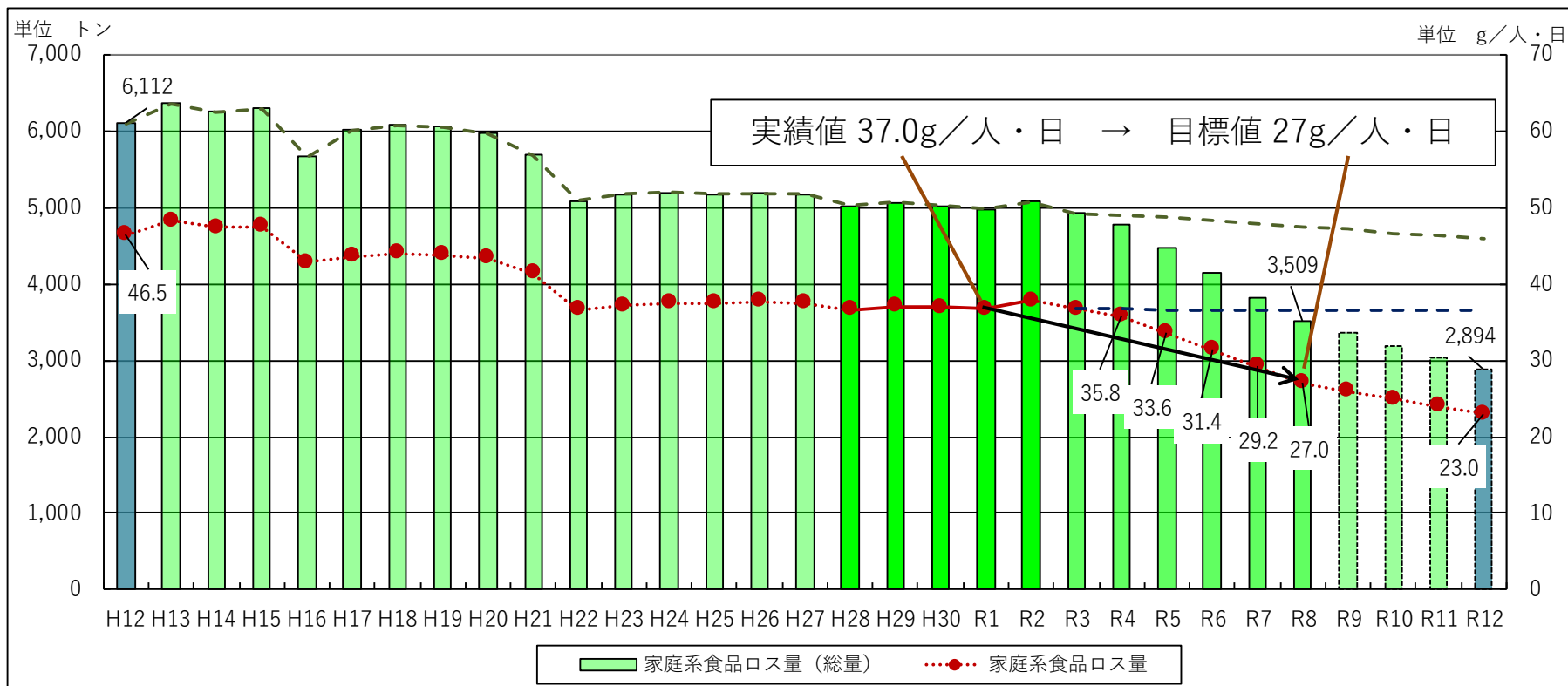
最終処分量については、①が達成できた場合に処分が見込まれる量を目標値とします。最終処分量は、平成30年度比で2,854トン削減した3,289トンを目指すものとしてします。



⑥家庭系食品ロス量

食品ロス削減基本方針では、2000年度比で2030年度までに食品ロス量を半減させることとしていることから、家庭系可燃ごみに含まれる市民一人一日当たりの食品ロス量を令和12年度までに平成30年度比で14グラム削減する必要があります。

家庭系食品ロス量については、**市民一人一日当たり**毎年2グラム削減し、5年間で**10グラム削減**するものとします。これにより、家庭系食品ロス量は、27グラム/人・日を目指すものとします。そして、**令和12年度において家庭系食品ロス量の半減**を達成するものとします。



(3) ごみの処理に関し実施する施策の基本方針



① 4 Rの推進に関する事項

長野県では、これまでの3 R（リデュース、リユース、リサイクル）に「転換（リプレイス）」を加え、取り組みを推進しています。

本市においても、使い捨てプラスチック製品から植物性由来など環境にやさしい素材・製品への転換という意味の「リプレイス」を加えた4 Rを推進します。

- ・ **家庭ごみの減量・分別の推進**

食品の食べ切りや生ごみの水切り等によるごみ減量を推進します。

- ・ **事業ごみの減量・分別の推進**

排出事業者の責任を自覚し、ごみの発生段階において徹底して分別します。従業員ひとり一人がごみの減量に心がけるようにします。

- ・ **家庭ごみ処理手数料の適正な負担**

ごみ減量のために導入している家庭ごみ処理手数料を基準に基づき見直します。

- ・ **地域循環共生圏づくりの推進**

資源物について、排出機会の増加を図るほか、地域の中で資源物と経済を循環させるようにします。

- ・ **食品ロス削減の推進**

2000年度比で2030年度までに食品ロスを半減させるため、施策に取り組めます。

食品ロス発生の実態把握を行うとともに、消費期限・賞味期限に関する正しい理解を深め、適量の購入等の購買活動が行われるようにします。

- ・ **プラスチックスマートの推進**

衣・食・住の様々な場面で使い捨てプラスチックを削減します。

新型コロナウイルス感染症の影響により生活様式の変化にも対応したプラスチック廃棄物を削減する施策についても検討します。

②収集運搬に関する事項

- ・ **住民自治協議会との連携**

家庭用資源物・ごみ収集カレンダーの配布やごみ集積所の設置及び改修補助金を交付します。

- ・ **排出機会の増加**

家庭系資源物についてサンデーリサイクル等の拠点回収を充実させます。

- ・ **家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入の検討**

家庭ごみ指定袋へのバイオマスプラスチックの導入を検討します。

- ・ **一般廃棄物収集運搬業許可の検証**

事業系ごみ発生量及び社会情勢を検証・予測し、一般廃棄物収集運搬業許可の新規許可方針について検討します。

③中間処理に関する事項

・長野広域連合ごみ処理広域化の推進

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画に基づきごみ処理広域化に協力します。

・資源再生センターの計画的な運営

資源再生センターを計画的に修繕し、かつ安定的に運営します。

・ごみ処理手数料の適正な設定

資源再生センターへ直接搬入する不燃ごみ及び資源物の処理手数料については、3年に1回見直します。

④最終処分に関する事項

・長野広域連合最終処分場の整備

長野広域連合ごみ処理広域化基本計画に基づきごみ処理広域化に協力します。

⑤災害廃棄物対策に関する事項

・災害廃棄物処理計画の見直し

令和元年東日本台風の経験を踏まえ、長野市災害廃棄物処理計画を見直します。

⑥計画の推進に関する事項

・PDCAサイクルによる計画の点検

PDCAサイクルにより計画を進行管理します。

3 生活排水処理基本計画

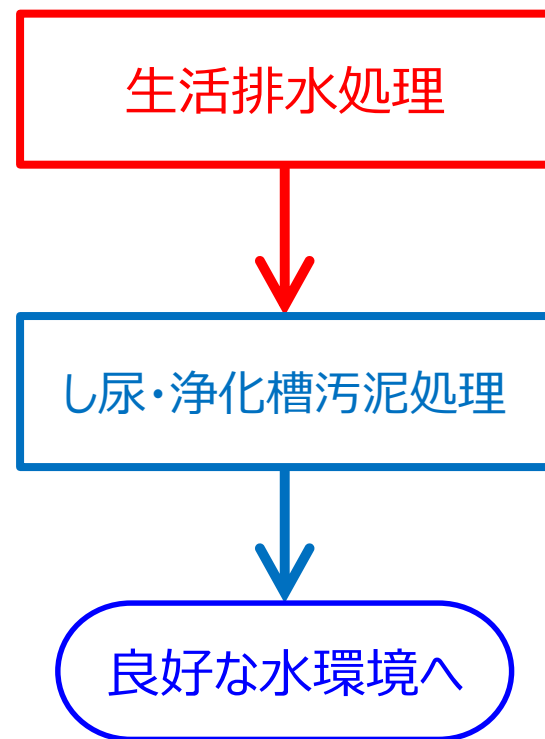
(1) 基本理念

「人と自然が共生する」良好で快適な 水環境の保全を目指して

水は人間の生活や産業にとって最も重要な資源であり、また、良好な水環境を作ることは、人々に潤いと豊かさを与え、快適な生活環境づくりには欠かせない大きな要素の一つです。

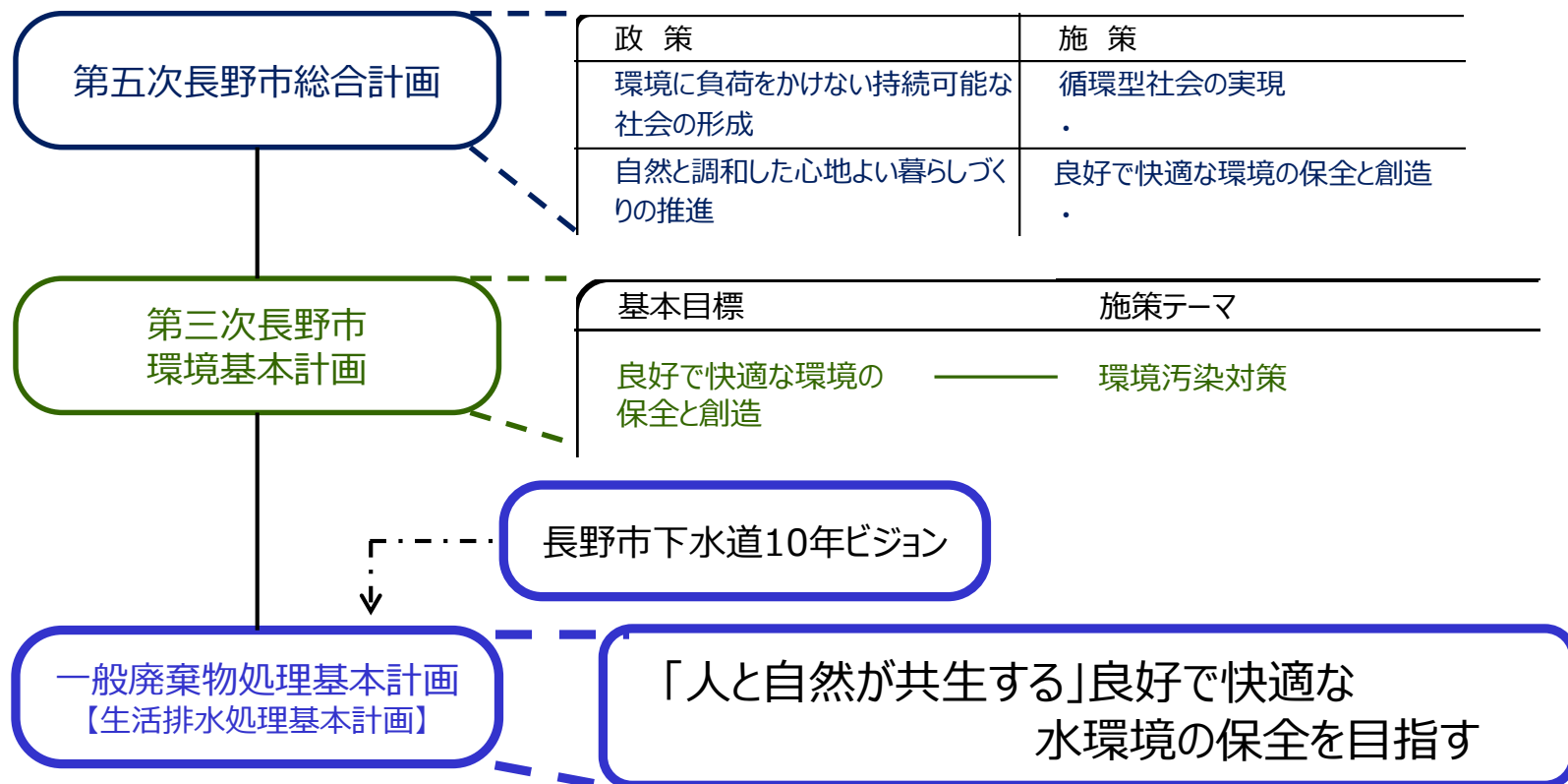
そのためには、私たち一人一人が適切な排水処理に対する意識を高め、取り組むことが必要になります。

本計画では、生活排水処理の課題を改善し、適切な処理の在り方と方向性を示し、「人と自然が共生する」良好で快適な水環境の保全」を目指していくことを基本理念とします。



(2) 上位計画との整合性

本計画は、上位計画である第五次長野市総合計画、第三次長野市環境基本計画及び長野市下水道10年ビジョンとの整合性を図ります。



市町村の生活排水処理基本計画の策定に当たっては、平成2年の厚生省通知により指針が示されており、当時の施設状況から、生活排水処理施設の整備計画にも重点が置かれています。

(3) 処理量の見込み

ア 生活排水処理形態別人口の見込み

単位：人

| 区 分 | | 令和2年度 | 令和8年度 |
|-----|-------------------------|---------|---------|
| 1 | 計画処理区域内(行政区域内)人口 A | 372,080 | 349,148 |
| 2 | 水洗化・生活雑排水処理人口 B | 353,451 | 341,189 |
| | (1) 単独・流域関連公共下水道 | 328,335 | 317,880 |
| | (2) 特定環境保全公共下水道 | 12,198 | 12,533 |
| | (3) 農業集落排水施設 | 6,174 | 6,111 |
| | (4) 合併処理浄化槽 | 6,744 | 4,665 |
| | 戸別浄化槽 | 2,990 | 3,082 |
| | 個人浄化槽 | 2,001 | 900 |
| | 下水道区域内個人浄化槽 | 1,753 | 683 |
| | 生活排水処理率※ B/A | 95.0% | 97.7% |
| 3 | 水洗化・生活雑排水未処理人口(単独処理浄化槽) | 903 | 664 |
| 4 | 非水洗化人口(くみ取り) | 17,726 | 7,295 |
| 5 | 計画処理区域外人口 | - | - |

※計画処理区域内(行政区域内)人口に占める水洗化・生活雑排水処理(下水道等を利用している)人口の比率

イ し尿・浄化槽汚泥の発生量の見込み

単位：kL

| 区 分 | | 基準年度 令和2年度 | 目標年次 令和8年度 |
|---------|-----------------------|------------|------------|
| 年間処理計画量 | | 29,534 | 23,272 |
| | し尿 | 19,112 | 15,411 |
| | 浄化槽汚泥(単独・合併・農業集落排水施設) | 10,422 | 7,861 |

(4) 生活排水処理の課題

ア 公共下水道などの整備率と利用促進

- ・ 計画区域内人口に対する処理人口の整備率
公共下水道などの集合処理 98.6% 合併処理浄化槽の個別処理 50.8%
- ・ 集合処理区域内の未接続家屋への利用促進、計画区域外の合併処理浄化槽設置促進が必要

イ 合併処理浄化槽等の適正な管理

- ・ 能力を発揮するためには、定期的な保守点検、清掃、法定検査受検が必要
- ・ 生活雑排水簡易浄化槽についても定期的な清掃が必要

ウ し尿処理施設の運営

- ・ 処理量が年々減少していくことによる施設の負荷率の低下、浄化槽汚泥混入率の上昇に対し、施設の定常運転の維持に向けた施設運営が必要

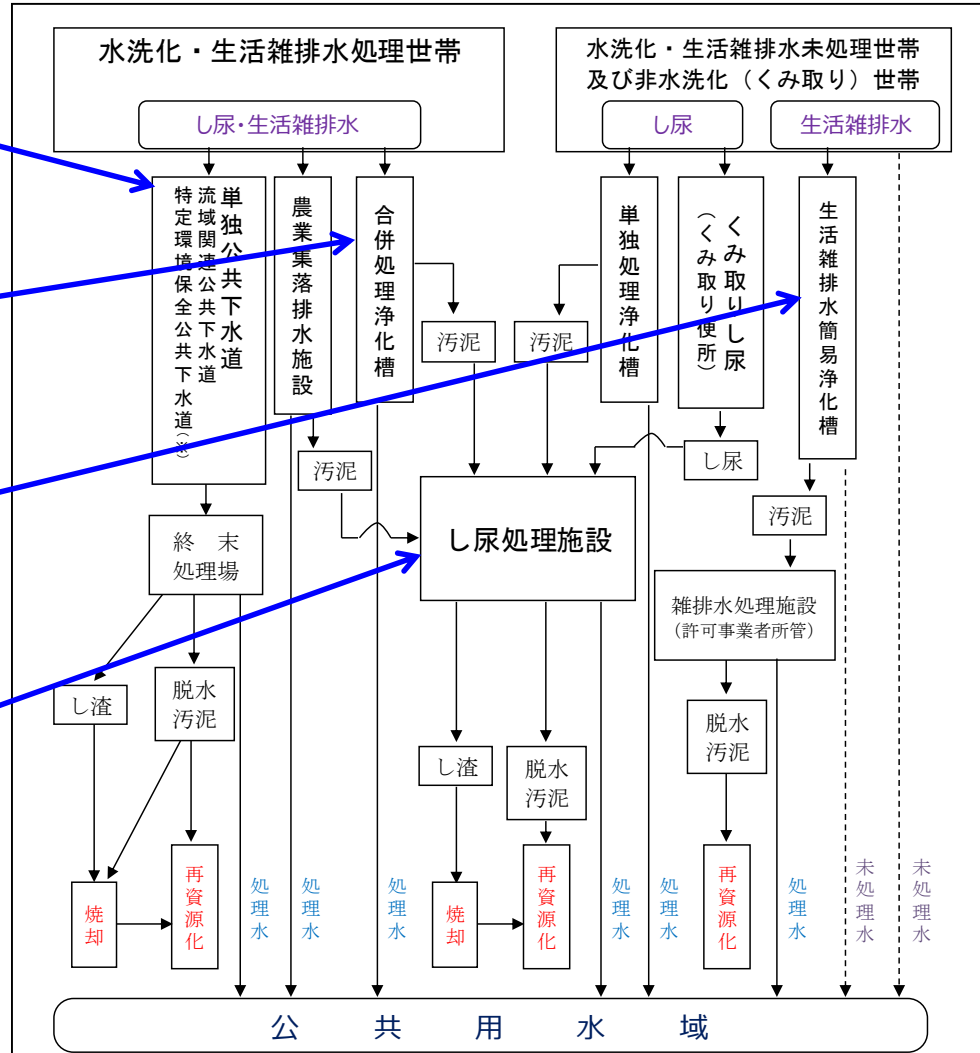
エ し尿収集運搬体制の維持

- ・ 収集運搬量の減少、作業場所の散在化に対し、事業の継続が可能なし尿収集運搬体制維持について検討が必要

(5) 基本方針

基本理念実現のため、4つの基本方針を定めます。

- 1 公共下水道等への接続促進
- 2 合併処理浄化槽の普及と維持管理の徹底
- 3 生活雑排水簡易浄化槽の維持管理の促進
- 4 し尿・浄化槽汚泥の適正な収集体制と処理施設の運営



(6) 市民の取組の指針及び施策

基本方針に基づく市民の取組の指針及び市の施策を示します。

水・衛生



海洋資源



持続可能な都市



※ 該当するSDGsのゴール

ア 市民の取組の指針

- ・ 炊事・洗濯などの生活雑排水の放流が河川の水質を悪化させないように、水質汚濁の影響が少ない製品を優先的に使うように努めます。
- ・ 公共下水道等への接続又は浄化槽の設置による水洗化に努めます。

イ 市の施策

(ア) 生活雑排水の汚濁負荷低減に向けた取組の普及啓発

- ・ 炊事や洗濯などの排水による汚濁負荷低減のための啓発を行い、生活雑排水簡易浄化槽の定期的な清掃を促します。
- ・ 水洗化していない家庭及び事業所に対し、下水道接続又は浄化槽の設置について普及啓発を行い、生活雑排水の適切な処理を促進します。

(イ) 浄化槽の設置促進及び適正管理の監視指導

- ・ 浄化槽区域内における合併処理浄化槽の設置を促進します。
- ・ 浄化槽などの適正な管理・清掃に関する指導や啓発を行います。

(ウ) し尿・浄化槽汚泥の適正処理及び中間処理施設の維持管理

- ・ 本市のし尿処理施設から発生する汚泥は、脱水後、堆肥化し活用されており、引き続き再資源化を進めます。
- ・ し尿等の性状及び年間処理量の推移を踏まえ、適切なし尿処理を実践するため、施設の適切な維持管理を継続して実施します。

(エ) し尿収集運搬体制の維持

- ・ 収集運搬は、より一層収集量の減少が見込まれるとともに、作業場所が散在化し、事業者の経営環境は厳しさを増しますが、将来の公費投入を最大限抑制する、適正規模を考慮した収集運搬体制の維持について検討していきます。